

## 消防法施行令の一部を改正する政令概要

### 1. 改正の経緯

- 近年の人口減少や厳しい財政状況などにより、過疎地域や離島においては、救急業務の空白が生じつつある。
- 愛媛県西予市の一部の地域において、救急隊を平日昼間しか配置ができておらず、同市から地方分権改革提案として、救急隊（現行 3 人）を 2 人で編成し、軽症患者を搬送したいとの要望があった。
- 上記提案を受け、過疎地域等において、救急業務を 3 人以上で実施する体制を維持しつつ、業務の一部を消防職員以外に行わせる等の方策について検討し、必要な措置を講じる旨の閣議決定がなされた。

### 2. 改正の概要

- 救急業務の空白地域を解消し、発生を防止するため、特定の条件不利地域における救急隊の編成について、より柔軟な選択を可能とする。
- 市町村が適切な救急業務の実施を図るための措置として総務省令で定める事項を記載した計画（実施計画）を定めたときは、2 人以上の救急隊員と 1 人以上の准救急隊員での編成を可能とする。

### 3. 具体的要件

- 准救急隊員を含めた救急隊の編成の対象地域は、過疎地域及び離島（離島振興対策実施地域、奄美群島、小笠原諸島、沖縄の離島（沖縄本島を除く。））とする。
- 実施計画に記載する総務省令で定める事項は、准救急隊員を含めた救急隊で救急業務を行う時間や地域などとする。また、実施計画を策定した場合、当該実施計画を公表することとしている。
- 准救急隊員は、救急業務に関する基礎的な講習の課程（92 時間）を修了した者<sup>※1</sup>等<sup>※2</sup>とする。なお、准救急隊員は、業務を 3 人で行う上で必要十分な応急処置を行うことができるが、危険性の高い応急処置を単独で行うことはできない。
  - ※1 講習を受けさせた上で、常勤の消防職員として併任した役場職員等
  - ※2 医師、保健師、看護師、准看護師、救急救命士及び救急科（250 時間）を修了した者

### 4. 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

# 救急隊の編成をより柔軟に行うための政令改正

《 課 題 》

平成28年12月 消防庁

近年の人口減少や厳しい財政状況などにより、過疎地域や離島においては、救急業務の空白が生じつつある。

《 検討経緯 》

## 地方分権改革提案

一部の地区において、救急隊が平日昼間しか配置されず、夜間や休日は遠く離れた本署から救急隊が出動している状況。救急隊（現行3人）を2人で編成し、軽症患者を搬送したい。  
【愛媛県西予市より】

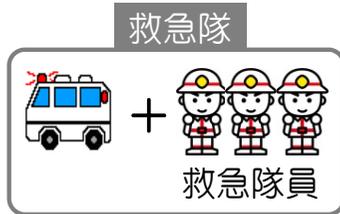
## 閣議決定（H27.12.22）概要

過疎地等において、救急業務を3人以上で実施する体制を維持しつつ、業務の一部を消防職員以外に行わせるなどの方策について検討し、必要な措置を講じる。

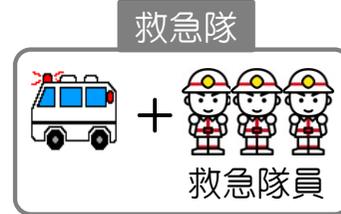
《 対 応 》

救急業務の空白地域を解消し、発生を防止するため、特定の条件不利地域における救急隊の編成について、より柔軟な選択を可能とするための政令（消防法施行令）の改正を行った。（平成29年4月1日施行）

現行



改正案



又は



【対象地域】 過疎地域等の条件不利地域

- 過疎地域
- 離島（離島振興対策実施地域、奄美群島、小笠原諸島、沖縄の離島（沖縄本島を除く。））

□ 准救急隊員は、救急業務に関する基礎的な講習の課程（92時間）を修了した者※1等※2

※1 講習を受けさせた上で、常勤の消防職員として併任した役場職員等

※2 医師、保健師、看護師、准看護師、救急救命士、救急科（250時間）修了者

□ 准救急隊員は、業務を3人で行う上で必要十分な応急処置を行うことができるが、危険性の高い応急処置※を単独で行うことはできない。

※ 例 のどに詰まった異物に対する吸引器を用いた除去

□ 市町村は、実施地域や実施時間等についての計画を策定し、公表

## 愛媛県西予市の提案(地方分権改革の提案募集)

救急隊(現行3名)を2名で編成し、軽症患者を搬送したい  
(目的) 現場到着時間の短縮による救命率の向上

## 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針

閣議決定(平成27年12月22日) 【提案番号328】消防法(昭23法168)

救急隊の編成(第35条の12)については、過疎地域等において必要な救急体制を確保できるよう、救急業務を3名以上で実施する体制を維持する中で、安全性を確保しつつ、業務の一部を消防職員以外の者に行わせるなどの方策について検討し、原則として平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会(平成28年2月)

### (報告書抜粋)

人口の低密度化が特に進行する条件不利地域などの地域に限定した上で、救急隊員3人以上という現行の基準を緩和し、計3人以上のうち1人は一定の訓練を経た消防職員以外の者での編成によって救急業務を実施できるようにすることが考えられる。

## 救急業務のあり方に関する検討会(平成28年3月)

准救急隊員が行うことのできる応急処置の範囲やそれに応じて必要となる講習(92時間(※))について一定の結論を得た。

※ 通常の救急隊員の場合は250時間の講習が必要。